

すべての下請会社に
周知徹底願います

県北流域下水道建設事務所発注工事の受注者の皆様へ

平成 30 年 4 月 2 日 福島県県北流域下水道建設事務所

平成 30 年 4 月 1 日以降に契約する工事は、これまでとの変更点がありますので、ご留意願います。

保険等未加入建設業者を下請負人としてはなりません。（福島県工事請負契約約款 第7条の2）

受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費（下請分も含む）を明示しなければなりません。（福島県工事請負契約約款 第3条）

契約（変更契約含む）後 14 日以内に請負代金内訳書を提出しなければなりません。（福島県工事請負契約約款 第3条） これまでは、特約条項で提出を免除していましたが、原則、当該特約条項がなくなります。

施工体制台帳には、下請契約ごとに契約金額及び法定福利費を記載しなければなりません。（福島県元請・下請関係適正化指導要綱 第10）

これに伴い各チェックリストにも、法定福利費関連の確認項目が追加されていますので注意してください。例）下請契約書に法定福利費の額が明示されていること（福島県元請・下請関係適正化指導要綱 第6（10）関係）